

飛驒市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年11月29日

飛驒市代表監査委員 島田 哲吉

# 令和4年度定期監査報告書

## 第1 監査の期間

令和4年11月8日、14日 2日間

## 第2 監査の実施内容

令和4年度の財務に関する事務の執行及び経営にかかる事業の管理について、関係法令等の定めるところに従って合理的、能率的に執行されているかを検証することを目的に実施した。

あらかじめ指定した資料及び関係書類等の提出を求め、所属長ほか担当職員から事情聴取を行う等の方法により実施した。

## 第3 監査の着眼点

なお、今年度は、次の事項を着眼点とし、重点的に監査を行った。

- (1) 小中学校の
  - ①給食費、学級費等の取扱い管理状況について
  - ②情報セキュリティの管理状況について
  - ③郵券、備品、薬品の管理状況について
- (2) 施設の
  - ①設備・備品の管理状況について
  - ②入館料等の管理について

## 第4 監査の対象

上記(1) 対象小中学校 河合小学校、宮川小学校、古川西小学校  
上記(2) 対象 飛騨みやがわ考古民俗館

## 第5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係法令等に準拠し、概ね適正に執行されていると認めた。

なお、軽易な事項については、その都度口頭で指摘したが、特に要望したい事項については、次のとおりであるので検討されたい。

(1) 小中学校の管理状況等について

- ① 給食費、学級費等の取扱い管理状況については、保護者から学校口座への振込により集金され、通帳・銀行印等は金庫で保管されており、入出金については、複数名での決裁を了して行われていることを確認した。

また、未収金が発生した場合の対応についても、複数月に及ばないように取り組まれ出納閉鎖後の滞納はいずれも発生していないことを確認した。

古川西小学校において、教材費の支払いが、請求書発行日から2か月後の振込日のものがあつた。納品と一緒に請求書をもらい、集金後に振り込むためとのことだが、支払方法について、支払いの遅延とならないか教育委員会事務局・会計事務局と確認されたい。

- ② 情報セキュリティの管理状況については、学習用タブレット端末の管理状況は、使用时以外は鍵のかかる保管庫に保管され、鍵についても別途保管され、使用の都度複数人で出庫されていた。また、家庭へ持ち帰りの際は、帰りの会時に申請し、翌朝持参の確認をすることとしていた。誰にどのタブレットが割り振られているかはICT支援員や各学校にてわかるように管理されていた。

- ③ 郵券については、帳簿と残枚数を確認したところ、一致していた。しかしながら、河合小中学校においては、記入簿に残数が記入されていなかったもので、記入されることが望ましい。宮川小学校においては月毎に締めた後に校長が確認することが望ましい。古川西小学校においては計算違いの記入個所があつたので、毎月確認がしやすいような、各校統一した様式が望ましいと思われるので検討されたい。

備品の管理については、学校備品管理システムを活用し適正に管理されていた。しかしながら、台帳上は廃棄と処理されているが、実際は現物がまだ廃棄されていない物が見受けられたので教育委員会事務局と共に今一度確認し、管理を統一することに努められたい。

薬品の管理については、台帳にて適正に管理されていた。しかしながら、河合小学校においては、使用月日のみ記載されていたので、年度を記入すること。また、学校全体としては、国からの通達に従って今後も適切な処分に努められたい。

(2) 施設の管理状況について

- ① 飛騨みやがわ考古民俗館施設の設備・管理状況については、整理整頓・衛生管理に心がけ管理されていた。今後も盗難や災害等の事故や、収蔵品の安全な維持管理に心がけ、定期的な設備点検・整備に取り組まれたい。

- ② 備品の管理状況については、備品台帳および、収蔵品台帳と現物実査を任意抽出し、登録確認を行ったところ適正な管理が行われていた。通常の商品管理とは異なり、損傷を受けやすいものが多いことから、引き続き適切な管理に取り組み、市の貴重な財産であるため、今後の飛騨市の文化振興の向上に寄与する事を期待する。

- ③ 入館料等の管理については、令和4年度から徴収していない。